

予定申告書（第6号の3様式）

記載例

- 事業年度 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 前事業年度の所得金額 23,035,981円
- 前事業年度の法人税額 4,688,120円
- 令和8年3月31日現在の資本金等の額 1,000万円

事業税額の計算方法【⑳～㉓欄】

$(\text{前事業年度の事業税の割ごとの額④③} \div \text{前事業年度の月数}) \times 6 *$

特別法人事業税額の計算方法【㉔欄】

$(\text{前事業年度の特別法人事業税額②④} \div \text{前事業年度の月数}) \times 6 *$

・「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

*通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。

【⑧～⑬欄】前事業年度の法人税割額の明細

【②⑨～⑤②欄】前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

③から⑮まで及び②⑨から⑤②までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。

➤ 記載方法の詳細は、「記載の手引（第6号の3様式）」をご覧ください。

➤ 予定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度開始の日（通算子法人である場合は、事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日から2か月以内です。

予定申告書を提出する義務のある法人が、**提出期限までに申告書を提出しなかった場合には、申告があったものとみなされ、当該税額の納付義務が生じます**ので、必ず期限内に納付してください。

令和 8 年 11 月 30 日		高知県中央西県税事務所長 殿		1234567891234	
所在地 高知市●●町×-×-×		事業種目 電気器具製造業		前期末現在の資本金の額又は出資金の額 10000000	
法人名 ▲▲▲株式会社		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 10000000		前期末現在の資本金等の額 10000000	
代表者氏名 高知 太郎		経理責任者氏名 土佐 花子			
令和 08 年 04 月 01 日から令和 09 年 03 月 31 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書					
事業税		道府県民税			
前事業年度の事業税額(④②)の金額 14044.00		前事業年度の法人税割額(①) 4680.00		予定申告税額(①×⑥) 2340.00	
所得割額(④③×⑥) 7022.00		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		この申告により納付すべき法人税割額(②-③) 2340.00	
付加価値割額(④③×⑥) 0.00		この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥) 3360.00		均等割額 20,500 円×⑤/12 1020.00	
資本割額(④③×⑥) 0.00		前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細		前事業年度の法人税割額の明細	
収入割額(④③×⑥) 0.00		特別法人事業税額(②④×⑥) 2598.00		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
予定申告税額(②①+②②+②③+②⑤) 9620.00		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 9620.00		法人税割額 46880.00	
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 9620.00		前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00		法人税割額 46880.00	
摘要 所得金額総額 23035981		課税標準 23035000		税率 1404400	
所得金額 23035000		税額 1404400		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
付加価値総額		税額		法人税割額 46880.00	
付加価値額		税額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
資本等の額総額		税額		法人税割額 46880.00	
資本等の額		税額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
収入金額総額		税額		法人税割額 46880.00	
収入金額		税額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
合計事業税額(④①+④②+④③+④④) 1404400		合計特別法人事業税額(④⑦+④⑧) 519600		均等割額 20,500 円×⑤/12 1020.00	
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
事業税の特定寄附金税額控除額		租税条約の実施に係る事業税額の控除額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
仮装経理に基づく事業税額の控除額		納付すべき事業税額(④⑦-④⑧-④⑨-④⑩-④⑪) 1404400		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		所得割(④③) 1404400		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
納付すべき事業税額(④⑦-④⑧-④⑨-④⑩-④⑪) 1404400		付加価値割(④④) 0.00		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
④②の内訳		収入割(④⑥) 0.00		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
摘要		課税標準		税率	
所得割に係る特別法人事業税額(④⑦) 519600		税額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
収入割に係る特別法人事業税額(④⑧) 0.00		税額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
合計特別法人事業税額(④⑦+④⑧) 519600		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		納付すべき特別法人事業税額(④⑨-④⑩-④⑪) 519600		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	
納付すべき特別法人事業税額(④⑨-④⑩-④⑪) 519600		備考		道府県民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額 46880.00	

【前期末現在の資本金の額又は出資金の額】

前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。

なお、() 内には、当該事業年度開始の日（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。

資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに基づいて記載してください（かつこ内は除きます。）。

【前期末現在の資本金の額及び資本金準備金の額の合算額】

前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

資本金の額及び資本準備金の額は、それぞれ法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに基づいて、合算額を記載してください。

【前期末現在の資本金等の額】

次に掲げる法人の区分ごとに、前事業年度の末日現在のそれぞれに定める金額を記載してください。

- (1) (2)に掲げる法人以外の法人
法第23条第1項第4号の2ロに定める額
- (2) 保険業法に規定する相互会社
政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額

法人税割額の計算方法【②欄】

$\{(\text{前事業年度の法人税割額①}) \times 6 *\} \div (\text{前事業年度の月数})$

・「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

*通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。

均等割額の計算方法【⑤・⑥欄】

均等割額は算定期間の実績で計算します。

【⑤欄】この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは1月とします。算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合は、その月数には設置又は廃止の日を含めて計算してください。

【⑥欄】均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。